

令和8年度

新城市水道事業 水道水質検査計画



令和8年 3月

新城市上下水道部整備課

## 目 次

	ページ
1. 水質検査計画に関する基本方針	1
2. 水道水源と施設の概要	2・3
3. 採水地点、採水方法及び運搬方法	4
4. 検査項目、検査頻度	5・6
5. 臨時の水質検査	6
6. 水質検査の自己・委託の区分及び実施状況の確認方法	6
7. 水質検査計画及び検査結果の公表	7
8. 水質検査の精度と信頼性確保について	7
9. 関係機関との連携	7
10. 令和8年度水道水質検査計画（給水栓水）	8
11. 令和8年度水道水質検査計画（原水）	9
12. 給水栓水検査項目一覧表	10
13. 給水栓水検査項目一覧表	11
14. 水質管理目標設定項目の内 農薬類の設定項目	12
15. 原水検査項目一覧表	13

## 1. 水質検査計画に関する基本方針

### (1) 基本方針

水道水の水質検査は、水質管理において中核をなすものであり、安全で安心して使用していただく水道水を供給する上で、必要不可欠なものです。

この水質検査計画は、水質検査を適正に執行するため、水質検査地点や水質検査項目及び検査頻度などについて定めたものです。

新城市水道事業の水質は、定期の水質検査については、全ての検査地点で水質基準項目の基準値を満たしています。

しかしながら、近年は豪雨の発生による濁度の上昇や水質の悪化など多様な水質障害への対応が課題となっています。加えて、令和8年4月から有機フッ素化合物として問題視されているペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が新たに水質基準項目に追加されるなど、水道水質に対する水道使用者の関心が高まっています。

こうした課題に対処し、水道水の安全・安心を確保するために、水道水の水質基準への適合判定や原水の水質把握のために行う定期の水質検査を実施すると共に、水道水が水質基準に適合しない恐れがある場合には、臨時の水質検査を実施するなど、迅速な対応を行い、安全な水道水を安定して供給できるよう万全を期します。

### (2) 水質検査地点

#### ア 給水栓水について

配水系統ごと水質基準が適用される水道の給水栓（水道の蛇口）及び配水管に直結された排泥管で、適切に水質管理できる地点とします。

#### イ 原水について

水源ごとに適切に水質管理できる地点とします。

### (3) 水質検査項目

#### ア 給水栓水について

水道法で義務付けられている1日1回以上行う色・濁り・消毒の残留効果（以下「毎日検査項目」という。）、水質基準項目の定期検査、水質検査計画に位置付けることが望ましいとして設けられた水質管理目標設定項目及び水質管理上必要と認め、独自に行う項目について検査します。

#### イ 原水について

浄水と同じ水質基準項目（消毒副生成物を除く）、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要と認め、独自に行う項目について検査します。

また、クリプトスポリジウム等及びクリプトスポリジウム指標菌を検査します。

### (4) 検査頻度

#### ア 給水栓水について

水道法並びに同施行規則の規定に基づき検査します。なお、過去の検査結果から、月1回以上あるいは3ヶ月に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目については、水質が安定し良好であれば検査頻度を省略することとします。

#### イ 原水について

年1回検査します。なお、クリプトスポリジウム等及びクリプトスポリジウム指標菌検査は「愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針」に基づき検査します。

## 2. 水道水源と施設の概要

### (1) 新城地区

#### ア 自己水源

浄水場名	浄水方法	施設能力	水源名	水源種別	許可水量		注意する事項
		(m <sup>3</sup> /日)			(m <sup>3</sup> /日)		
鯉淵浄水場	膜	4,788.0	豊川水源	伏流水	5,320		渇水期での水質悪化 降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故
市川浄水場	急速	36.0	市川水源	表流水	10		渇水期での水質悪化 降雨時等による高濁度水
			市川第2水源	表流水	30		
野田浄水場	消毒	880.0	野田水源1号井	浅井戸水	440		渇水期での水量不足
			野田水源3号井	浅井戸水	440		
八名井浄水場	膜	900.0	八名井水源1号井	浅井戸水	1,000	500	渇水期での水量不足 渇水期での水量不足
			八名井水源2号井	浅井戸水		500	
			八名井水源3号井	浅井戸水		500	

※八名井水源については3井を常用水源とし、1井を予備水源として使用。

※前：前処理機、膜：膜ろ過、緩速：緩速ろ過、急速：急速ろ過、活性炭：活性炭処理  
イ 愛知県企業庁からの受水

受水場名	受水量 (m <sup>3</sup> /日)	承認基本給水量 (m <sup>3</sup> /日)
川田受水場	6,650	8,700
八名井受水場	2,050	

### (2) 鳳来地区

浄水場名	浄水方法	施設能力	水源名	水源種別	許可水量		注意する事項
		(m <sup>3</sup> /日)			(m <sup>3</sup> /日)		
乗本浄水場	前 活性炭 急速	1,806.0	黄柳川水源	表流水	1,518.5		降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故 農薬等の流出による突発汚染事故
巢山浄水場	緩速	20.0	夏沢水源	表流水	20.0		休止中
七郷一色浄水場	前 急速	347.6	漆川水源	表流水	382.4		降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故
連合浄水場	前 急速	1,000.0	豊川水源	表流水	781.0		降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故 農薬等の流出による突発汚染事故
			竹桑田沢水源	表流水	369.0		
海老浄水場	前 急速	620.0	谷川水源	表流水	713.0		降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故 農薬等の流出による突発汚染事故
布里浄水場	前 緩速	524.0	東栢沢川水源	表流水	576.4		降雨時等による高濁度水 細砂堆積による流入水量減少
鳳来峡浄水場	前 緩速	1,972.0	槇原川水源	表流水	2,169.0		降雨時等による高濁度水 渇水期での水量不足
大野浄水場	前 膜	1,000.0	阿寺川水源	表流水	1,100.0		降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故

※前：前処理機、膜：膜ろ過、緩速：緩速ろ過、急速：急速ろ過、活性炭：活性炭処理

## 2. 水道水源と施設の概要

### (2) 鳳来地区

浄水場名	浄水方法	施設能力	水源名	水源種別	許可水量	注意する事項
		(m <sup>3</sup> /日)			(m <sup>3</sup> /日)	
下吉田浄水場	緩速	520.0	赤峰沢水源	表流水	400.0	降雨時等による高濁度水 渇水期での水量不足
			浦梨川水源	表流水	170.0	降雨時等による高濁度水 渇水期での水量不足
上吉田浄水場	膜	416.0	白倉川水源	表流水	458.3	降雨時等による高濁度水 農薬等の流出による突発汚染事故
川合浄水場	前 急速	249.5	大六沢水源	表流水	274.5	降雨時等による高濁度水 渇水期での水量不足
			黒沢川水源	表流水	93.9	降雨時等による高濁度水 渇水期での水量不足
池場浄水場	膜	32.6	須栢沢水源	表流水	36.0	降雨時等による高濁度水 渇水期での水量不足

※前：前処理機、膜：膜ろ過、緩速：緩速ろ過、急速：急速ろ過、活性炭：活性炭処理

### (3) 作手地区

浄水場名	浄水方法	施設能力	水源名	水源種別	許可水量	注意する事項
		(m <sup>3</sup> /日)			(m <sup>3</sup> /日)	
作手菅沼浄水場	前 活性炭 緩速	652.0	菅沼川水源	表流水	537.0	降雨時等による高濁度水 農薬等の流出による突発汚染事故
			山中沢水源	表流水	180.0	降雨時等による高濁度水 農薬等の流出による突発汚染事故
作手田原浄水場	前 緩速	678.0	入道沢水源	表流水	190.0	降雨時等による高濁度水 細砂堆積による流入水量減少
			入道川水源	表流水	440.0	降雨時等による高濁度水 細砂堆積による流入水量減少
			鴨ヶ谷川水源	表流水	415.0	降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故
作手保永浄水場	前 急速	224.0	夏沢水源	表流水	249.0	休止中
作手木和田 浄水場	緩速	16.0	木和田川水源	表流水	100.0	降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故

※前：前処理機、膜：膜ろ過、緩速：緩速ろ過、急速：急速ろ過、活性炭：活性炭処理

### 3. 採水地点、採水方法及び運搬方法

#### (1) 採水地点

##### ア 給水栓水について

浄水場配水系統ごとに1か所以上の検査地点を確保するように設定します。

##### イ 原水について

水源ごとに設定します。

#### 採水場所一覧

地区	施設名	給水栓検査地点	原水検査地点
新城地区	鯉淵浄水場	吉川公民館	豊川水源
	市川浄水場	市川公民館	市川第1水源
			市川第2水源
	野田浄水場	中市場公民館	野田1号井
			野田3号井
川田受水場	東郷東こども園	—	
八名井浄水場	新田組集会場	八名井水源	
鳳来地区	乗本浄水場	大平地内排泥管	黄柳川水源
	七郷一色浄水場	睦平老人憩の家	漆川水源
	連合浄水場	四谷地内民家	豊川水源
			竹桑田水源
	海老浄水場	吉村老人憩の家	谷川水源
	布里浄水場	愛郷地内民家	東栃沢川水源
	鳳来峡浄水場	湯谷消防詰所	榎原川水源
	下吉田浄水場	阿寺神明神社	赤峰沢水源
			浦梨沢水源
	上吉田浄水場	黄柳野増圧ポンプ場	白倉川水源
	川合浄水場	鳳来東小学校	大六沢水源
黒沢川水源			
大野浄水場	引地公民館	阿寺川水源	
池場浄水場	池場公民館	須栃沢水源	
作手地区	菅沼浄水場	作手田原地内消防詰所	菅沼川水源
			山中川水源
	田原浄水場系統	旧大和田郵便局	入道沢水源
			入道川水源
木和田浄水場	木和田地内排泥管	鴨ヶ谷川水源	
		木和田川水源	

#### (2) 採水方法について

試料の採取又は試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関に委託し、上記採水場所一覧の場所にて水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法により行います。

#### (3) 運搬方法について

採水用具、容器、その他採水に必要な物品等は国の登録を受けた委託業者が用意し、試料水採水場所からの出発時刻及び検査施設への到着時刻を記録します。

#### 4. 検査項目、検査頻度

##### (1) 毎日検査について

法令では、給水栓水について色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行うことと定められています。

##### ア 検査項目

水道法第二十条第一項及び水道法施行規則第十五条の規定により配水系統ごとに末端給水栓で、色、濁り、消毒の残留効果を検査します。

##### イ 検査頻度

1日1回行います。

##### (2) 水質基準項目について

水質基準項目については、法令で給水栓水についての基本的な検査頻度及びその省略の規定が示されています。

新城市では、水道法施行規則第十五条の規定により下記の項目・頻度で検査します。

法令 (給水栓原則)			
①	一般細菌や塩化物イオンなど病原微生物混入指標	【9項目】	月1回以上
②	カビ臭原因物質のジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール	【2項目】	月1回以上
③	塩素酸など消毒剤に起因する項目及びクロロホルムなど消毒副生成物	【12項目】	年4回以上
④	カドミウムや亜鉛など上記以外の項目は年4回以上	【28項目】	年4回以上
	ただし、過去3年間の最高値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上にまで、1/10以下の場合は3年に1回以上にまで、検査頻度を減じることが可能		

##### ア 検査項目

水道法に定められた水質基準52項目について検査します。

##### イ 検査頻度

給水栓水については、別表「令和8年度水道水質検査計画（給水栓水）」に基づき検査します。

原水については、別表「令和8年度水道水質検査計画（原水）」に基づき検査します。

##### (3) 水質管理目標設定項目について

水質管理目標設定項目については、水質検査を義務付けられてはいませんが、水質基準項目に準じ、水道水質管理上注意喚起すべき項目とされています。

##### ア 検査項目

新城市では農薬類について検査します。

##### イ 検査頻度

給水栓水については、別表「令和8年度水道水質検査計画（給水栓水）」に基づき検査します。

原水については、別表「令和8年度水道水質検査計画（原水）」に基づき検査します。

(4) 原水について

ア 検査項目

原水全項目（※1）

クリプトスポリジウム等（※2）

クリプトスポリジウム指標菌（※3）

イ 検査頻度

年1回9月に行います。

ただし、野田水源（野田浄水場）については、クリプト指標菌の検査を毎月1回行います。

※1 水質基準項目の内、消毒副生成物（22～32番）及び味（49番）を除く40項目

※2 耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジア

※3 大腸菌及び嫌気性芽胞菌

## 5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道法第二十条第一項及び水道法施行規則第十五条の規定に基づき、水道水が次の理由により水質基準に適合しない恐れがあるとき又はその状況に対応できないと判断した場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じ水源、浄水場及び給水栓などで臨時の水質検査をします。

(1) 湯水などで水源の水質が著しく悪化したとき

(2) 魚が多量に死ぬなど、水源の水質が著しく悪化したとき

(3) 有害物質の混入などで水源に異常があったとき

(4) 原水の高濁度や原水槽の藻類増殖によりカビ臭が発生したとき

(5) 水源付近、給水区域及びその周辺などで水系感染症が流行しているとき

(6) 凝集不良などで浄水過程に異常があったとき

(7) 送・配水管の大規模工事により水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

(8) 色及び濁りなど水質が著しく変化したとき

なお、臨時の水質検査は、水質検査の委託業者又は、令和5年度末に東三河8市町村により締結した水質検査協力に関する基本協定書に基づき、豊橋市へも委託します。

## 6. 水質検査の自己・委託の区分及び実施状況の確認方法

(1) 検査の区分

定期及び臨時の水質検査は、水道法第20条に基づき国の登録を受けた事業者等へ委託します。

なお、毎日検査については、配水系統ごと水質基準に適合するかどうか判断することができる場所の給水栓から採水できるお客様へ委託します。

(2) 実施状況の確認方法

定期及び臨時の水質検査は、速報値の取得及び報告書により確認します。

ア 速報値の報告

検査内容に応じて1～2週間以内に確認します。ただし、緊急時は直ちに確認します。

イ 報告書の作成

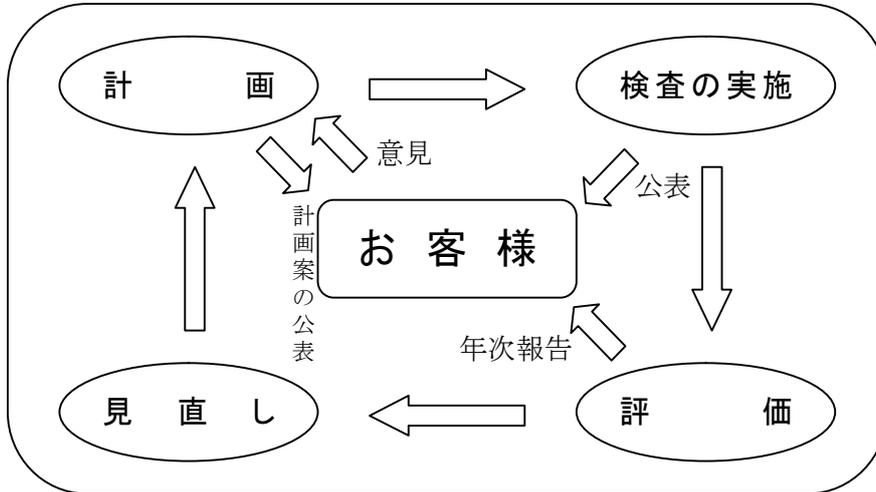
報告書には、検査結果及び検査方法を記載し、それ以外に分析条件、検量線及びクロマトグラム等を添付します。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

### (1) 水質検査計画

- ア 水質検査計画の策定に当たっては、あらかじめ計画案を新城市ホームページに公表し、聴取した意見、要望等を計画に反映します。
- イ 水質検査計画の策定後は、新城市ホームページで公表します。

### 計画の仕組み



水質検査結果を評価し、お客様の意見も取り入れながら、次年度以降の計画の見直しに反映させていきます。

### (2) 水質検査結果

- ア 定期水質検査結果については、検査した月の翌月に新城市ホームページにて公表します。
- イ 当年度及び過去5年間の定期水質検査結果を新城市上下水道部整備課事務室にて閲覧できるようにします。

## 8. 水質検査の精度と信頼性確保について

委託する検査機関は水質検査の精度・信頼性を確保するため、次の条件を満たすものとします。

また、委託する水質検査事業場へ年に1回立入検査を実施し、検査状況を把握します。

- (1) 公益社団法人日本水道協会から水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を受けていること。
- (2) ISO9001（品質マネジメントシステム）シリーズや、ISO17025等のシステムを構築し確立されていること。
- (3) 公正な第三者機関による外部精度管理（国や県等で行う評価試験）を受け、精度が良好に保たれていると評価されていること。

## 9. 関係機関との連携

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、愛知県関係部局と連絡を密にして、水質検査をします。
- (2) 水源又はその流域で水質汚染事故が発生した場合には、愛知県関係部局、新城市市民協働部環境政策課及び豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会と連絡を密にして、早急に状況調査と対策並びに水源の水質調査をします。

令和8年度 水道水質検査計画(給水栓水)

検査場所		令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月		
新城地区	給水栓水	鯉淵浄水場	吉川公民館	○	○△P	○▲	○▲	◎▲農P	○▲	○	○△P	○	○	○△P	○
		市川浄水場	市川公民館	○	○△アP	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△アP	○	○	○△アP	○
		野田浄水場	中市場公民館	○	○△硝蒸P	○▲	○▲	◎▲農P	○▲	○	○△硝蒸P	○	○	○△硝蒸P	○
		川田浄水場	東郷東こども園	○	○△P	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△P	○	○	○△P	○
		八名井浄水場	新田組集会場	○	○△P	○▲	○▲	◎▲農P	○▲	○	○△硝P	○	○	○△硝P	○
鳳来地区	給水栓水	乗本浄水場	大平地内排泥管	○	○△アP	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△アP	○	○	○△アP	○
		七郷一色浄水場	睦平老人憩の家	○	○△アP	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△アP	○	○	○△アP	○
		連合浄水場	四谷地内民家	○	○△アP	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△アP	○	○	○△アP	○
		連合浄水場・海老浄水場	吉村老人憩の家	○	○△アP	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△アP	○	○	○△アP	○
		布里浄水場	愛郷地内民家	○	○△P	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△P	○	○	○△P	○
		鳳来峡浄水場	湯谷消防詰所	○	○△アP	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△アP	○	○	○△アP	○
		下吉田浄水場	阿寺神明神社	○	○△P	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△蒸P	○	○	○△蒸P	○
		上吉田浄水場	黄柳野増圧ポンプ場	○	○△P	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△P	○	○	○△P	○
		川合浄水場	鳳来東小学校	○	○△アP	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△アP	○	○	○△アP	○
		大野浄水場	引地公民館	○	○△P	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△P	○	○	○△P	○
池場浄水場	池場公民館	○	○△P	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△P	○	○	○△P	○		
作手地区	給水栓水	作手菅沼浄水場	作手田原地内消防詰所	○	○△P	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△P	○	○	○△P	○
		作手田原浄水場	旧大和田郵便局	○	○△P	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△P	○	○	○△P	○
		作手木和田浄水場	木和田地内排泥管	○	○△P	○▲	○▲	◎▲P	○▲	○	○△P	○	○	○△P	○

◎:全項目検査(49項目)

○:毎月検査(9項目)

△:消毒副生成物(12項目)

▲:異臭物質(2項目)

蒸:蒸発残留物

硝:硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

ア:アルミニウム及びその化合物

P:PFOS 及びPFOA

農:管理目標設定項目(農薬115項目)

令和8年度 水道水質検査計画(原水)

検査場所		令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月		
新城地区	水道原水	鯉淵浄水場	豊川水源				★◇クP								
		市川浄水場	市川第1水源				★◇クP								
			市川第2水源					★◇クP							
		野田浄水場	野田1号井	◇	◇	◇	◇	◇	★◇クP	◇	◇	◇	◇	◇	
			野田3号井	◇	◇	◇	◇	◇	★◇クP	◇	◇	◇	◇	◇	
八名井浄水場	八名井水源						★◇クP								
鳳来地区	水道原水	乗本浄水場	黄柳川水源				★◇クP								
		七郷一色浄水場	漆川水源				★◇クP								
		連合浄水場	豊川水源					★◇クAP							
			竹桑田水源					★◇クBP							
		海老浄水場	谷川水源					★◇クBP							
		布里浄水場	東栃沢川水源					★◇クP							
		鳳来峡浄水場	槇原川水源					★◇クAP							
		下吉田浄水場	赤峰沢水源						★◇クP						
			浦梨沢水源						★◇クP						
		上吉田浄水場	白倉川水源					★◇クP							
		川合浄水場	大六沢水源						★◇クP						
			黒沢川水源						★◇クP						
大野浄水場	阿寺川水源						★◇クP								
池場浄水場	須栃沢水源						★◇クP								
作手地区	水道原水	菅沼浄水場	菅沼川水源					★◇クP							
			山中川水源					★◇クP							
		田原浄水場系統	入道沢水源						★◇クP						
			入道川水源						★◇クP						
			鴨ヶ谷川水源						★◇クP						
木和田浄水場	木和田川水源						★◇クP								

★:原水全項目検査(39項目)

A:農薬類(9項目)

◇:クリプトスポリジウム対策指標菌(2項目)

B:農薬類(9項目)

ク:クリプトスポリジウム等

P:PFOS 及びPFOA

(1) 給水栓水検査項目一覧表

水質基準項目(52項目)			全項目	一般項目	消毒副生成物	異臭味物質	個別項目
番号	項目名	基準値	(50項目)	(9項目)	(12項目)	(2項目)	(2項目)
1	一般細菌	100個/mL以下	◎	○			
2	大腸菌	検出されないこと	◎	○			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	◎				
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	◎				
5	セレンその化合物	0.01mg/L以下	◎				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	◎				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	◎				
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	◎				
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	◎				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	◎		△		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	◎				
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	◎				
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	◎				
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	◎				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	◎				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	◎				
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	◎				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	◎				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	◎				
20	PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOAの和として、 0.00005mg/L以下	◎				
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	◎				
22	塩素酸	0.6mg/L以下	◎		△		
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	◎		△		
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	◎		△		
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	◎		△		
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	◎		△		
27	臭素酸	0.01mg/L以下	◎		△		
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	◎		△		
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	◎		△		
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	◎		△		
31	ブromoホルム	0.09mg/L以下	◎		△		
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	◎		△		
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	◎				
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	◎				ア
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	◎				
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	◎				
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	◎				
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	◎				
39	塩化物イオン	200mg/L以下	◎	○			
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	◎				
41	蒸発残留物	500mg/L以下	◎				蒸
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	◎				
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下				▲	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下				▲	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	◎				
46	フェノール類	0.005mg/L以下	◎				
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	◎	○			
48	pH値	5.8以上8.6以下	◎	○			
49	味	異常でないこと	◎	○			
50	臭気	異常でないこと	◎	○			
51	色度	5度以下	◎	○			
52	濁度	2度以下	◎	○			

(2) 給水栓水検査項目一覧表

水質管理目標設定項目(26項目)			検査計画	備考
番号	項目名	基準値		
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下		
2	ウランの量に関して、	0.002mg/L以下(暫定)		
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下(暫定)		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		
8	トルエン	0.4mg/L以下		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下		
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下		
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)		
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)		
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	農	
16	残留塩素	1mg/L以下		
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下		
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下		
19	遊離炭酸	20mg/L以下		
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下		
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下		
23	臭気強度(TON)	3以下	※	異常な臭気発生時に対応
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下		
25	濁度	1度以下		
26	pH値	7.5程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける		
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)		
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下		

※:4, 6, 7, 11は欠番

農:次頁(3)水質管理目標設定項目の内 農薬類の設定項目参照

## (3) 水質管理目標設定項目の内 農薬類の設定項目

農薬 番号	農薬成分	目標値 (mg/L)	全項目			農薬 番号	農薬成分	目標値 (mg/L)	全項目		
			A	B					A	B	
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	農			58	チウラム	0.02	農		
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	農			59	チオジカルブ	0.08	農		
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	農			60	チオファネートメチル	0.3	農		
4	EPN	0.004	農			61	チオベンカルブ	0.02	農		
5	MCPA	0.005	農			62	テフリルトリオン	0.002	農		
6	アシュラム	0.9	農			63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	農		
7	アセフェート	0.006	農			64	トリクロピル	0.006	農	A	B
8	アトラジン	0.01	農			65	トリクロルホン(DEP)	0.005	農		
9	アニロホス	0.003	農			66	トリシクラゾール	0.1	農		
10	アミトラズ	0.006	農			67	トリフルラリン	0.06	農		
11	アラクロール	0.03	農			68	ナプロバミド	0.03	農		
12	イソキサチオン	0.005	農			69	パラコート	0.005	農		
13	イソフェンホス	0.001	農			70	ピペロホス	0.0009	農		
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	農			71	ピラクロニル	0.01	農		
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	農			72	ピラゾキシフェン	0.004	農		
16	イプフェンカルバジン	0.002	農			73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	農		
17	イプロベンホス(IBP)	0.09	農			74	ピリダフェンチオン	0.002	農		
18	イミノクタジン	0.006	農			75	ピリプチカルブ	0.02	農		B
19	インダノファン	0.009	農			76	ピロキロン	0.05	農		
20	エスプロカルブ	0.03	農			77	フィプロニル	0.0005	農	A	B
21	エトフェンプロックス	0.08	農			78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	農		
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	農			79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	農		
23	オキサジクロメホン	0.02	農			80	フェリムゾン	0.05	農	A	
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	農			81	フェンチオン(MPP)	0.006	農		
25	オリサストロビン	0.1	農			82	フェントエート(PAP)	0.007	農		
26	カズサホス	0.0006	農			83	フェントラザミド	0.01	農	A	B
27	カフェンストロール	0.008	農			84	フサライド	0.1	農		
28	カルタップ	0.08	農			85	ブタクロール	0.03	農		
29	カルバリル(NAC)	0.02	農			86	ブタミホス	0.02	農		
30	カルボフラン	0.0003	農			87	ブプロフェジン	0.02	農		
31	キノクラミン(ACN)	0.005	農			88	フルアジナム	0.03	農		
32	キャブタン	0.3	農			89	プレチラクロール	0.05	農		
33	クミルロン	0.03	農	A	B	90	プロシミドン	0.09	農		
34	グリホサート	2	農			91	プロチオホス	0.007	農		
35	グルホシネート	0.02	農			92	プロピコナゾール	0.05	農		
36	クロメプロップ	0.02	農			93	プロピザミド	0.05	農	A	B
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	農			94	プロベナゾール	0.03	農		
38	クロルピリホス	0.003	農		B	95	プロモブチド	0.1	農		
39	クロタロニル(TPN)	0.05	農			96	ベノミル	0.02	農		
40	シアナジン	0.001	農			97	ペンシクロン	0.1	農		
41	シアノホス(CYAP)	0.003	農			98	ベンゾビシクロン	0.09	農		
42	ジウロン(DCMU)	0.02	農			99	ベンゾフェナップ	0.005	農	A	B
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	農	A		100	ベンタジン	0.2	農		
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	農			101	ペンディメタリン	0.3	農		
45	ジクワット	0.01	農			102	ベンフラカルブ	0.02	農		
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	農			103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	農		
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	農			104	ベンフレセート	0.07	農		
48	ジチオピル	0.009	農			105	ホスチアゼート	0.005	農		
49	シハロホップチル	0.006	農			106	マラチオン(マラソン)	0.7	農		
50	シマジン(CAT)	0.003	農			107	メコプロップ(MCPP)	0.05	農		
51	ジメタメリン	0.02	農			108	メソミル	0.03	農		
52	ジメトエート	0.05	農			109	メタラキシル	0.2	農		
53	シメリン	0.03	農		B	110	メチダチオン(DMTP)	0.004	農		
54	ダイアジン	0.003	農			111	メトミノストロビン	0.04	農		
55	ダイムロン	0.8	農			112	メトリジン	0.03	農		
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及び メチルイソチオシアネート	0.01	農			113	メフェナセツト	0.02	農		
57	チアジニル	0.1	農			114	メブロニル	0.1	農	A	
						115	モリネート	0.005	農		

## (3) 原水検査項目一覧表

水質基準項目(52項目)			全項目
番号	項目名	基準値	(40項目)
1	一般細菌	100個/mL以下	★
2	大腸菌	検出されないこと	★
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	★
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	★
5	セレンその化合物	0.01mg/L以下	★
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	★
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	★
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	★
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	★
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	★
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	★
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	★
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	★
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	★
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	★
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	★
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	★
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	★
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	★
20	PFOS 及び PFOA	PFOS及びPFOAの和として、0.00005mg/L以下	★
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	★
22	塩素酸	0.6mg/L以下	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	
27	臭素酸	0.01mg/L以下	
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	★
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	★
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	★
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	★
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	★
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	★
39	塩化物イオン	200mg/L以下	★
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	★
41	蒸発残留物	500mg/L以下	★
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	★
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	★
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	★
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	★
46	フェノール類	0.005mg/L以下	★
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	★
48	pH値	5.8以上8.6以下	★
49	味	異常でないこと	
50	臭気	異常でないこと	★
51	色度	5度以下	★
52	濁度	2度以下	★

※22～32は消毒副生成物であるため原水では省略。

※49は原水では省略。

クリプトスポリジウム 対策指標菌(2項目)		全項目
項目名	基準値	(2項目)
大腸菌	検出されないこと	◇
嫌気性芽胞菌	—	◇

クリプトスポリジウム等 (2項目)		全項目
項目名	基準値	(2項目)
クリプトスポリジウム	検出されないこと	ク
ジアルジア	—	ク

お問い合わせ先

新城市上下水道部整備課

〒441-1392 新城市字東入船115番地

TEL (0536)23-7644 FAX (0536)23-7047

E-mail [suidou@city.shinshiro.lg.jp](mailto:suidou@city.shinshiro.lg.jp)

ホームページ <https://www.city.shinshiro.lg.jp>